

令和4年2月1日

お客様各位

秋田県信用組合

「受取書」の発行に関するお知らせ

当組合職員が店舗外でお客様から現金、通帳、証書、払戻請求書等をお預りする際は、必ず当組合所定の『受取書』を発行いたしますので、お受取りください。

当組合所定の『受取書』以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることはありません。

『受取書』は、お預りした通帳、証書等をお客様へご返却する際、回収させていただきますので、それまで大切に保管してください。

『受取書』の発行を受けていないなどご不審な点がございましたら、当組合各営業店までお問い合わせください。

※ 次のお取引では『受取書』は発行いたしません。

- ・定期積金の集金（証書等をお持ちでない場合は、『受取書』を発行いたします。）
- ・入金帳による現金の集金

以上